

～市民の死因、第1位はがん～

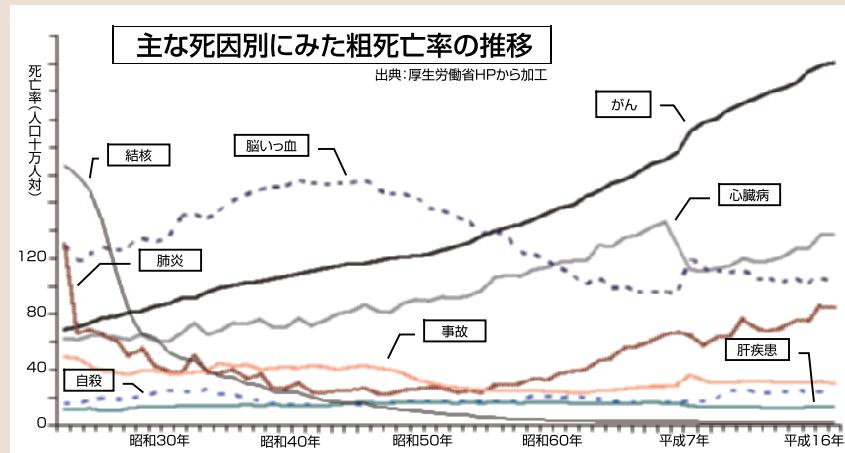
Health
is not built
in a day

「不治の病」の代名詞ともいえる「がん」。「めったにかかる病気」だと思われているかもしれません。しかし、いまや日本人の死因の第1位が「がん」であり、生涯のうち2人に1人がかかるとまでいわれています。また、がんは、早期発見・早期治療することにより治る可能性も高く、また予防が可能ながんもあることも解ってきました。

今回は、知つていそうで意外と知らない「がん」とその対策について紹介します。

日本人の死因の変化～結核からがん・心臓病に～

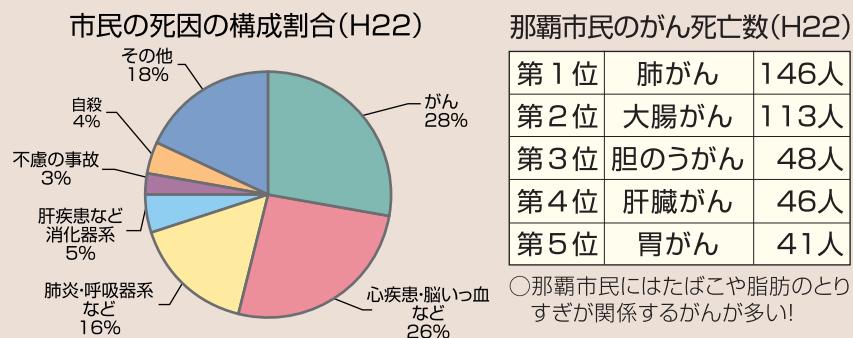
日本人の死因を見てみると、戦前は結核や肺炎が多く、高度経済成長期には脳卒中が高い状況でした。しかし、この間もがんによる死亡は増え続け、昭和の終わり頃からは最も多い死因となっています。



高齢化が進むことで今後もがんにかかる人は増え続けるとみられており、現在でも2人に1人、将来的には日本人の3人に2人が一生のうちにがんにかかるといわれています。

市民の死因もがんが第1位

死因の第1位ががんであることは那覇市も同じです。平成22年度の全死者のうち、3分の1近くががんで亡くなっています。その数は老衰の約20倍、交通事故の約50倍という高さ。私たちの多くはがんで亡くなるといつても言い過ぎではありません。



日本人のがん死亡率

がんは日本人の死因で最も多くなっていますが、そのなかでも特に死亡数が多いのは1位肺がん、2位胃がん、3位大腸がん、4位肝臓がんです。さらに女性の場合は乳がんと子宮がんが加わります。市のがん検診などでこれらが対象となっているのも、日本人のがんとして代表的なものであるためです。がんの種類はたくさんありますが、代表的ながんについての検診だけでもしっかりと受けおけば、がんによって死するリスクをかなり低くすることが可能です。

沖縄県民のがん～肺、大腸、子宮がんにとくに注意～

沖縄県民のがん死亡率は、全国に比べて全体としては高いとはいません。ただし、大腸がんや肺がんは全国並の高さ、子宮がんは全国より高い傾向にあります。

大腸がんには脂っこい食事や運動不足が、肺がんには喫煙が関係しているといわれています。ここにも生活習慣が関係していますので、心当たりがある方は注意するようにしましょう。

ワクチンで予防できるがんも検診が大事!

最近耳にする「子宮頸がん予防ワクチン」。子宮がんの原因は、性交などによって子宮がウイルスに感染し、ごくまれに一部が变成してがんになることがわかってきました。そこで、このウイルスに効果があるワクチンを接種することで、子宮がんを予防しようとするものです。

しかし、ワクチンも完全ではなく、予防できる確率は7割程度といわれています。したがって、ワクチンを受けても定期的な検診を受けなくていいわけではありません。

また、子宮がんは進行が遅く、しかもがんになる前の状態で見つけられます。現在のところ、子宮頸がん予防ワクチンは非常に高価なので受けるのは大変ですが、ワクチンを受けていても定期的な検診を受けていれば、がんを見つかり早期治療が十分可能です。

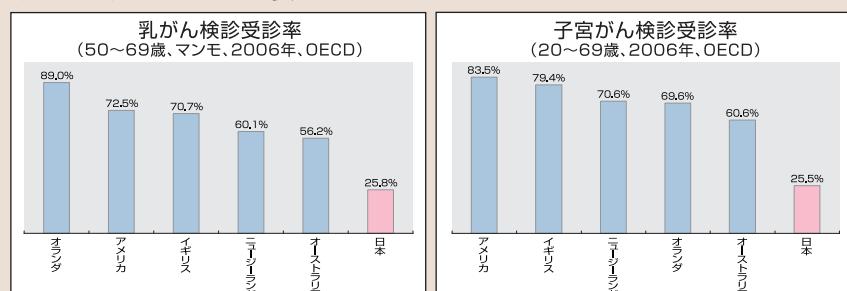
「早期発見」でがんに立ち向かう

死因に占めるがんの割合が高くなっているのは、日本人の高齢化が進んでいることと、がん以外の病気で亡くなる割合が減っていることが主な原因です。他の病気に比べてがんの死亡率が減らないということは、やはり治療しにくい病気であることを示しているともいえます。

がんを治りにくい病気にしている理由の一つに、早期発見がされていないことが考えられます。例えば、子宮がん・乳がんの検診受診率は、OECD加盟30カ国の中でも日本が最低ランク。せっかく高い医療技術を持っていても、検診を受けないために発見が遅れれば、ただでさえ手強いがん相手にはどうにもなりません。

定期的な検診を受けることが、がんに立ち向かう最大の対策です。

早期発見。糖尿病などの生活習慣病でも繰り返されてきたこのシンプルなキーワードがどれほど重要なのがわかります。



○男性は40歳から、女性は20歳からがん検診の補助があります。お問い合わせは、加入している健康保険や那覇市健康推進課へ。

○本誌9月号で「社保の方も原則無料で健診が受けられます」とお知らせしましたが、実際には一部自己負担があります。お詫びして訂正いたします。

お問い合わせ 健康推進課 ☎862-9016

0120-309-157 司法書士が無料で相談に応じます!

- 相続と遺言、贈与
- 成年後見
- 不動産登記
- 差押・仮差押・仮処分
- 借金に関する事
- 会社の登記や企業法務
- 日常生活の法的トラブル

相続手続全般、相続登記について／借金等も引き継がれ、死後3ヶ月以内の手続きが必要なことがあります。法改正により相続税の負担が増やされそうです。

相手の預金、給料、売掛金、財産などを急ぎ押さえたい方のため、申立書を作ります。

商品の代金を払わない、貸したお金を返してくれない、敷金を返してもらえない、家賃を払ってくれない、給料の未払いがあるなど、ご相談ください。

よへな司法書士事務所

〒900-0032 沖縄県那覇市松山1-30-1 アーバンビル2F 営業時間：午前9時～午後6時（土日祝休） <http://www.souzokuyuigon-okinawa.com>

